

日本神経放射線学会倫理規程

【目的】

第1条 この規程は、日本神経放射線学会（以下、本学会）会員の諸活動が高い倫理観の下に行われることを目的とする。

第2条 本学会は、会員が研究、教育、診療などの諸活動に携わるにあたって遵守すべき道義的事項に関する倫理綱領を、別に定める。

第3条 本学会に、前2条に関わる案件を審議するために倫理委員会（以下、委員会）を設置する。

【指針】

第4条 本学会員が人を対象とする医療、医学的研究及び医学教育等を行う場合、以下に掲げる指針及び宣言の趣旨に沿った倫理的配慮のもとに行うことが求められる。

1. ヘルシンキ宣言、リスボン宣言

（1964年世界医師会ヘルシンキ総会採択、2008年ソウル総会修正：日本医師会訳）、（1981年第3回世界医師会リスボン総会採択、1995年第47回世界医師会バリ総会修正：日本医師会訳）

2. 「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」

（令和3年 文部科学省・厚生労働省・経済産業省 告示第一号）

3. その他、人を対象とする医学的研究等に関する倫理指針及びそれに類するもの

4. 所属施設等の指針

本学会で発表する研究については、発表者が所属する施設等における倫理委員会もしくはそれに準ずるものの指針に従うことを求める。

【動画配信における著作権取り扱いに対する指針】

第5条 動画配信時における著作権取り扱いに対する指針は日本医学放射線学会に定められた学術講演等の準備における著作権について ver2（日本神経放射線学会ホームページ→会員専用ページ）に準拠する。

【症例報告と個人情報保護に関する指針】

第6条 症例報告を含む医学論文および学会研究会発表においてプライバシー保護に配慮し、個人の特定に関わる情報漏洩を防ぐ目的で、別に定める症例報告と個人情報保護に関する指針（日本神経放射線学会ホームページ→会員専用ページ）に従うことを求める。

附則

日本神経放射線学会倫理規程は、令和5年10月1日から施行する。